

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

**第一条** 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号）第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第二条に次の一号を加える。

五 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（第二条の三第三号において「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後の任期）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が一歳に達する日（以下この号及び同条において「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職

員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の四とし、第二条の次に次の二条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

**第二条の二** 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）

**第二条の三** 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項及び第二項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育

児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第三条に次の二号を加える。

七 第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること。

八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事  
第十一条第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員が、第十四条第一号に掲げる事由に該当したことから当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十二条を次のように改める。

（育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態）

**第十二条** 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第三項の規定の適用を受ける職員 日曜

日及び土曜日を週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会規則で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 勤務時間条例第五条第一項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日（勤務時間条例第六条に規定する勤務日をいう。）が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）

ア 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

イ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間十五分となるように勤務すること。

第二十六条中「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十七条第一項中「勤務時間」の下に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められ

た勤務時間」を加え、同条第二項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定による育児時間を承認されている職員」を「勤務時間条例第十五条の二の規定による介護時間その他の人事委員会規則で定める休暇（以下「介護時間等」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に、「当該育児時間」を「当該介護時間等の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第二十八条第四項中「労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は部分休業を承認されている」を「部分休業又は介護時間等の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間又は当該部分休業を承認されている」を「当該部分休業又は当該介護時間等の承認を受けて勤務しない」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

**第二条** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下この条において「単位期間」という。）ごとの期間につき前

条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

一 子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第九条の三第一項から第三項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。同条第四項において同じ。）の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

第五条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第六条中「第四条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「第四条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第九条の二第一項中「第四条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第九条の三第二項中「及び第五項」を、「第五項及び第六項」に改め、同条第四項

中「第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次項において）」を「自己の配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下）」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第九条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

第十二条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第十五条第一項中「自己の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改め、「ため」の下に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内」を「指定期間内」に改め、同条の次に次の一条を加える。

#### （介護時間）

**第十五条の二** 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を得て介護時間をとることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例第二十二条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第二十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第二条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の十三第三項中「、第五条及び」を「及び第四項、第五条並びに」に改める。  
（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「、第五条及び」を「及び第四項、第五条並びに」に改める。

第十三条第三項中「第四条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第四条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。